

随意契約理由書

神戸市

件名	東クリーンセンター昇降機設備保守点検整備業務
契約業者名	株式会社日立ビルシステム 神戸支店
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の相手方を選定した理由</p> <p>東クリーンセンターに設置された昇降機設備は、年末年始及び全炉停止期間の夜間を除き、24時間使用されており、東クリーンセンターの運営業務及び設備点検、補修業務においての作業員の移動、資材搬入等に不可欠な設備である。</p> <p>本業務は、当該設備の点検・検査、主要部品の交換整備を行なうことで、当該設備を安定して稼働させることを目的とする。</p> <p>当該設備は、設計、製作に関し、メーカーが独自の技術を持って開発しており、他社では主要部品の整備に必要な設計、部品の手配、品質保証ができない。</p> <p>従って、東クリーンセンターのエレベーターの設計・製作メーカーである日立製作所のエレベーター保守修理部門である上記業者でしか、点検整備業務を行うことができない。</p> <p>※ 2014年より日立エレベーターの昇降機事業（製造、販売、保守、据付、改造修理、更新設計）は上記業者に移管されており他社では本点検整備業務は行えない。</p>	
担 当 部 署	環境局事業部東クリーンセンター（電話番号 078-452-4100）